

高浜町部活動の在り方に関する方針

令和元年11月

高浜町教育委員会

○はじめに

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられ、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツや文化活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動での教えや経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていく上での支えになり、加えて、部活動で取り組んだスポーツ活動や文化活動が、その後の自分の生活を豊かにします。

このように部活動は、「自ら学び考え方行動する力」を育み、夢や希望を実現する「突破力」を身につけることができる、効果的で魅力のある教育活動です。

今回、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表したことに伴い、福井県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」が策定されました。

それを受け、本町においても、部活動の休養日、活動時間等を規定した「高浜町部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動が適切に実施されることを目指します。

令和元年11月

高浜町教育委員会

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 高浜町教育委員会は、県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「高浜町部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 中学校の校長は、教育委員会の「高浜町部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。（参考様式1参照）

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画（参考様式2参照）および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針および活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

各中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう努める。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員や地域スポーツ指導者を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員や地域スポーツ指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化活動等を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、部活動顧問を対象とする部活動指導に係る知識および実技の質の向上ならびに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ア 校長および部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に熱中症事故防止に必要な事項を理解し、事故防止のための適切な措置を講じる。（気象庁や環境省が発表する情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。状況によっては、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施するなどの対応に努める。）
- イ 部活動顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習がスポーツ障害・外傷等の様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 部活動顧問は、中央競技団体や関係団体等が作成した部活動における指導手引を活用して、競技や分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

平日は少なくとも 1 日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週に振り替え、土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間 52 日以上の部活動休養日を確保する。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこと。

オ 始業前に活動すること、または 1 日の活動時間を増やすことが必要となる場合には、事前に活動計画等により校長の承認を得ること。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、競技力・技能等の向上、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組みを推進する。

(2) 地域との連携

ア 教育委員会および校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や各種団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 教育委員会および校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 教育委員会および校長は、学校の部活動が参加する大会・試合やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・イベント等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会、イベント等を精査する。

(参考様式 1) 学校の部活動に係る活動方針



※ 活動方針には、上記項目を含めて記載すること。

なお、様式については、適宜変更可とする。

(参考様式2) ○○年度 部活動 活動計画 (休養日設定確認表)

※平日1日以上、休日1日以上の休養日を設定しましょう

部活動名

部

顧問名

4月

日	曜日	休養日	活動時間	備考
1	日	○	休養日	
2	月		9:00~12:00	
3	火		9:00~12:00	
4	水	○	休養日	
5	木		9:00~12:00	
6	金		16:00~18:00	新任式、入学式、始業式
7	土		9:00~12:00	
8	日	○	休養日	
9	月		16:00~18:00	
10	火		16:00~18:00	
11	水	○	休養日	
12	木		16:00~18:00	
13	金		16:00~18:00	
14	土		9:00~12:00	
15	日	○	休養日	
16	月	○	休養日	放課後活動休止日
17	火		16:00~18:00	
18	水	○	休養日	
19	木		16:00~18:00	
20	金		16:00~18:00	
21	土		9:00~12:00	練習試合(○○中)
22	日	○	休養日	
23	月		16:00~18:00	
24	火		16:00~18:00	
25	水	○	休養日	
26	木		16:00~18:00	
27	金		16:00~18:00	
28	土		8:30~16:00	春季地区大会
29	日	○	休養日	
30	月	○	休養日	
4月休養日数			11日	

5月

日	曜日	休養日	活動時間	備考
1	火		16:00~18:00	
2	水	○	休養日	
3	木		9:00~12:00	
4	金	○	休養日	春季地区大会の振休
5	土	○	休養日	春季地区大会の振休
6	日	○	休養日	
7	月		16:00~18:00	
8	火		16:00~18:00	
9	水	○	休養日	試験期間(～17日)
10	木	○	休養日	
11	金	○	休養日	
12	土	○	休養日	
13	日	○	休養日	
14	月	○	休養日	
15	火	○	休養日	
16	水	○	休養日	中間試験1日目
17	木		16:00~18:00	中間試験2日目
18	金		16:00~18:00	
19	土		9:00~12:00	
20	日	○	休養日	
21	月	○	休養日	放課後活動休止日
22	火		16:00~18:00	
23	水	○	休養日	
24	木		16:00~18:00	
25	金		16:00~18:00	
26	土		13:00~16:00	練習試合(○○中)
27	日	○	休養日	
28	月		16:00~18:00	
29	火		16:00~18:00	
30	水	○	休養日	
31	木		16:00~18:00	
5月休養日数				17日